



副業・兼業に関わる労災 保険法の改正と他制度

68

1、労災保険法の改正
2020年9月、労災
保険法が改正されました。

これまでは、複数の事業場で働く労働者についての労災保険給付は、災害発生した就業先の賃金額のみを基礎として保険給付が行われていたこと、すべての就業先の業務上の負荷を合わせて労災認定されないことが課題でした。

(1)法改正のポイント
①被災した（業務や通勤が原因でけがや病気になる）点で、事業主が同一でない複数の事業場と労働契約関係にある労働者を複数事業労働者としまし

た。特別加入をしている方も対象となります。

②複数事業労働者やその遺族等への労災保険給付は、全ての就業先の賃金額を合算した額を基礎として保険給付額を決定します。

③一つの事業場で労災認定できない場合であっても、複数の事業場の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して労災認定できる場合は保険給付が受けられます。

2、副業・兼業に関わる他制度

(1)雇用保険について
①雇用保険の一般被保険者の加入は「所定労働

時間が週20時間以上」かつ「継続して31日以上雇用されることが見込まれる」場合です。

②「同時に複数の事業主に雇用される場合には、生計を維持するのに必要な賃金額を受ける雇用関係についてのみ被保険者



となる」という要件があります。本業の事業場で雇用保険に加入している場合には、副業・兼業の事業場では雇用保険に加入できません。本業の会社と副業・兼業の会社の両方とも週20時間以上の所定労働時間がない場合

には、どちらの雇用保険にも入ることはできません。

③2022年1月から「雇用保険法等の一部を改訂する法律」により、複数の事業主に雇用される65歳以上の労働者について、一つの雇用関係では被保険者要件を満たさない場合であつても、二つの事業所の労働時間を合算して雇用保険を適用する制度が試行的に開始されます。

(2)社会保険（厚生年金、健康保険）について
①社会保険では、事業所ごとに社会保険の加入要件に該当するかどうかを判断します。複数の事業所の労働時間を合算して要件を満たしたとしても、社会保険が適用されるわけではありません。

②複数の事業所で勤める者が、それぞれの事業所で加入要件を満たした場合には、それぞれの事業

業所で「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」を提出した後で、どちらかの事業所の管轄年金事務所と医療保険者を選択することになります。
③選択した年金事務所などで、それぞれの事業所で受ける報酬月額を合算して標準報酬月額を算定されます。それぞれの事業所の事業主は、被保険者に支払う報酬額により按分した保険料を天引きし、選択した年金事務所などに納付します。

副業・兼業を希望する労働者は年々増加傾向にあります。労使双方が十分なコミュニケーションをとり、安心して本業、副業・兼業に取り組めるよう適切な労務管理が必要

です。
（つむぎ社労士事務所
長、社会保険労務士、ホワイト企業推進社会保険
労務士協議会会員）

イラスト・伊藤香澄